# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシ一等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

北海道清水町長

#### 公表日

令和5年7月19日

#### I 関連情報

1 闵建铜和						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務					
	 電力・ガス・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある低所得世帯の生活・暮らしを支援するため、対象世帯に5万円を給付する、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務。					
②事務の概要	・基準日時点における対象世帯の抽出、支給要件の確認に関する事務 ・家計急変世帯に対する申請受付に関する事務 ・給付金支給に関する審査、支給決定、通知発送に関する事務					
③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名	Ä					
電力・ガス・食料品等価格高騰	緊急支援給付金受給者情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27条 第9条第1項、別表第一 第101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	・公金受取口座登録法第10条(公金受取口座登録法第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示第5号) ・番号法第19条第8号 別表第2の121の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示第3号) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4					
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署					
①部署	清水町保健福祉課					
②所属長の役職名	保健福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	清水町保健福祉課福祉係 〒089-0111 北海道上川郡清水町南3条2丁目1番地 電話 0156-69-2222					
8. 特定個人情報ファイルの						
連絡先	清水町保健福祉課福祉係 〒089-0111 北海道上川郡清水町南3条2丁目1番地 電話 0156-69-2222					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年9月30日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	14年9月30日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[   基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[ O ]	自己点検	[ ]	内部監査 [ ] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている				

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明